

町道民税  
民税

令和5年度

# 特別徴収関係説明書

乙部町役場

(税務課賦課係)

〒043-0103

北海道爾志郡乙部町字緑町388番地

電話(0139)62-2311(代表)

電話(0139)62-2277(税務課直通)

# 令和5年度 町民税・道民税特別徴収事務取扱について

## 1 町民税・道民税の特別徴収とは

給与所得者の町民税・道民税を納め易くするため一年間に納めていただく町・道民税を12回に分けて(6月から翌年5月まで)毎月の給与より差し引き事業所(事務所)ごとに一括して納めていただく方法です。

この制度は納税者が「納めやすい納税方法」として設けられた制度です。

## 2 特別徴収義務者とは

地方税及び町税条例の規定によって指定された給与の支払者をいいます。

5月31日までに町から「町民税・道民税特別徴収税額通知書」が送達されますと特別徴収の義務が発生し、給与を支払う際に毎月定められた町民税・道民税(月割額)を給与から差し引いて定められた納期限までに納入していただくことになります。

## 3 特別徴収税額の通知書等を受領されましたら

この通知を受けられましたら、送付書類がそろっているか、その内容を一度お確かめ下さい。

「町民税・道民税特別徴収税通知書」(ミシン目が入って切り取るようになっている分)を各納税者へ交付して下さい。

退職、転勤等により交付できない税額通知書は「給与所得者異動届」に添えてお返し下さい。

## 4 月割税額の差し引き(徴収)は

「特別徴収税額の通知書」及び「特別徴収個人別明細書」にもとづいて差し引いて下さい。

7月以降の額については退職等の異動、町から税額変更通知がない限り毎月同じ額を差し引いて下さい。

## 5 月割税額(徴収金)の納入方法は

給与より差し引いていただいた月割額(徴収金)は「納入書」に必要事項を記入し町内の方は、乙部町役場及び町の指定金融機関(道南うみ街信用金庫本支店、乙部町役場内派出所)、収納代理金融機関(ひやま漁業協同組合本所、新函館農業協同組合各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局)乙部町外に所在する特別徴収義務者は最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局、各金融機関で納入できます。

## 6 月割税額の納入期限

差し引いた月の翌月10日までに納入して下さい

納入期限までに月割額を納入しなかった場合は、次のような負担がかかります。

延滞金＝納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(当該期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。ただし、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、14.6%の期間は特例基準割合に7.3%を加算した割合、7.3%の期間は特例基準割合に1%を加算した割合(加算した割合が7.3%を超える場合は7.3%)とします。 ※特例基準割合…当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合。

延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、端数金額または全額を切り捨てます。

## 7 給与所得以外に所得がある場合

納税者の給与所得以外の所得がある場合は、原則として給与所得に合算して特別徴収することとなっておりますが、そのような方で給与所得以外の所得に係る税金の全部又は一部を普通徴収(納税者が直接納付する方法)によって納付したいとの申し出がある場合は、その旨を直ちに連絡して下さい。

## 8 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後で、その税額に誤りがあったり又は、これを変更する必要があるときは「特別徴収税額の変更通知書」を送付致しますので、個人別明細書を訂正の上、変更通知書に記入された新しい月割額によって徴収し納入して下さい。

## 9 納期の特例

この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した特別徴収額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ア、6月分から11月分まで徴収した特別徴収税額     | 12月10日まで   |
| イ、12月分から翌年の5月分までに徴収した特別徴収税額 | 翌年の6月10日まで |

この特例の承認を受けた徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、遅滞なく町長に届け出なければなりません。

## 10 異動等のあった場合

納税者が退職又は転勤等により給与の支払を受けなくなったときは「給与所得者異動届」によって報告して下さい。

なお、転勤した者が引き続き特別徴収を希望されるときは、新しい給与の支払者と連絡の上「給与所得者異動届」の「特別徴収継続の希望」欄に記入して下さい。

## 11 退職した場合の未徴収税額(残額)の一括徴収について

ア、12月31日までに退職したときは、本人の了解を得て未徴収税額(残額)をできるだけ一括徴収されるようご協力願います。

イ、翌年1月以降に退職したときは、必ず一括徴収してください。



# 町民税・道民税の計算方法について

## 1 納税義務者(税金を納めなければならない人)

賦課期日(1月1日現在)に乙部町に住所があり、前年中の給与の支払いを受け、なお引続き給与の支払を受けている方が特別徴収の納税義務者になります。

ただし、次に該当する方は課税されません。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。
- (2) 障害者、未成年者(平成14年1月3日以降に生まれた方)、寡婦又はひとり親の方で前年中の所得が135万円(給与所得者の年収にすると2,044千円未満)以下の場合。

なお、老年者に対する非課税措置は、平成18年度から段階的に廃止され、平成20年度分から全額廃止となりました。

## 2 町・道民税の計算方法

町民税と道民税の税額は次のようにして計算します。

### (1) 所得割

給与所得控除後の金額－(社会保険料等控除＋生命保険料控除＋[障害者・寡夫婦・勤労学生控除]＋配偶者控除又は配偶者特別控除(いずれか一つのみ)＋扶養控除＋基礎控除)＝課税標準額(A)

$(A) \times \text{税率(別表2(イ))} - \text{税額控除(別表3)} = \text{町民税所得割額}$

$(A) \times \text{税率(別表2(ロ))} - \text{税額控除(別表3)} = \text{道民税所得割額}$

計

算出所得割額 (町・道民税所得割額)

### (2) 均等割

町 3,500円          道 1,500円

上記の(1)と(2)の合計額が年税額となります。

個人住民税均等割の税率改正について

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、町民税・道民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます(合計で1,000円加算)。

### 3 所得控除額の計算、税額及び税額控除額

別表1 所得控除

控除項目	控除額等	控除項目	控除額等																																																				
(1) 雑損控除	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険金・損害賠償金－所得金額の10%) ②災害関連支出の金額－5万円	(8) 障害者控除	普通障害 260,000円 特別障害 300,000円 同居特別障害 530,000円																																																				
(2) 医療費控除	前年中に支払った医療費の額－保険等補てん金額－所得金額の5%又は10万円のいずれか低い金額(限度額200万円)	(9) 寡婦控除	260,000円																																																				
(3) 社会保険料控除	社会保険料の支払額	(10) ひとり親控除	260,000円																																																				
(4) 小規模企業共済等控除	掛金の全額	(11) 勤労学生控除	260,000円																																																				
(5) 生命保険料控除	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払金額の1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払金額の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払金額の1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払金額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計(70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(28,000円)</p>		支払金額	控除額	新契約	12,000円以下	全額	12,001円～32,000円	支払金額の1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払金額の1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	旧契約	15,000円以下	全額	15,001円～40,000円	支払金額の1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払金額の1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	(12) 配偶者控除	①控除対象配偶者(70歳未満) 330,000円 ②控除対象配偶者(70歳以上) 380,000円																															
	支払金額	控除額																																																					
新契約	12,000円以下	全額																																																					
	12,001円～32,000円	支払金額の1/2+6,000円																																																					
	32,001円～56,000円	支払金額の1/4+14,000円																																																					
	56,000円超	28,000円																																																					
旧契約	15,000円以下	全額																																																					
	15,001円～40,000円	支払金額の1/2+7,500円																																																					
	40,001円～70,000円	支払金額の1/4+17,500円																																																					
	70,000円超	35,000円																																																					
		(13) 配偶者特別控除	<p>生計を一にする配偶者(他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。)の所得金額に基づき次の表で求めた金額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">控除対象配偶者</th> </tr> <tr> <th>本人合計所得額</th> <th>900万円以下</th> <th>950万円以下</th> <th>1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得金額</td> <td colspan="3">控除額</td> </tr> <tr> <td>480,001～950,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>950,001～1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001～1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001～1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001～1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	控除対象配偶者				本人合計所得額	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	所得金額	控除額			480,001～950,000円	33万円	22万円	11万円	950,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	1,330,001円～	0円	0円	0円
控除対象配偶者																																																							
本人合計所得額	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下																																																				
所得金額	控除額																																																						
480,001～950,000円	33万円	22万円	11万円																																																				
950,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																																				
1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																																				
1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																																				
1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																																				
1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																																				
1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																																				
1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																																				
1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																																				
1,330,001円～	0円	0円	0円																																																				
(6) 地震保険料控除	①地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する。(最高25,000円) ②経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除の適用を受けるものを除く)に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する。(最高10,000円) ③上記(1)と(2)を適用する場合には、合わせて最高25,000円とする。	(14) 扶養控除	①扶養親族1人につき(16歳以上) 330,000円 扶養親族が19～22歳の場合 450,000円 扶養親族が70歳以上の場合 380,000円 ②納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族1人につき 450,000円 ※年少扶養親族(16歳未満の者)については、平成24年度から扶養控除が廃止となっています。16歳～18歳の扶養控除の上乗せ部分についても同様です。																																																				
(7) 寄付金控除	別表4のとおり	(15) 基礎控除	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>本人合計所得額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人合計所得額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																																										
本人合計所得額	基礎控除額																																																						
2,400万円以下	43万円																																																						
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																																						
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																																						
2,500万円超	0円																																																						

別表2 税率表

町民税 税率(イ)	道民税 税率(ロ)
一律 6.0%	一律 4.0%

別表3 税額控除(配当控除)

種類	課税所得 1,000万円以下		課税所得 1,000万円超	
	町民税	道民税	町民税	道民税
利益の配当配当割	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.2%	0.15%

別表4 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道民税は4%、町民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 北海道共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として北海道又は乙部町の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として北海道又は乙部町の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときはその20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

#### 4 退職所得に対する町民税・道民税の分離課税について

退職所得については、所得税と同様に退職所得等の支払いをする際に他の所得と分離して特別徴収することになっておりますが、この税額の求め方は、まず、下表によって退職所得控除後の金額を計算し、次にその金額に対応する別添「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」の特別徴収税額表で求めます。(なお、勤続年数の端数、例えば21年5ヶ月は22年として切り上げて計算します。)

勤続年数	退職所得控除額 一般職の場合	勤続年数	退職所得控除額 一般職の場合
2年以下	800千円	22年	9,400千円
3年	1,200千円	23年	10,100千円
4年	1,600千円	24年	10,800千円
5年	2,000千円	25年	11,500千円
6年	2,400千円	26年	12,200千円
7年	2,800千円	27年	12,900千円
8年	3,200千円	28年	13,600千円
9年	3,600千円	29年	14,300千円
10年	4,000千円	30年	15,000千円
11年	4,400千円	31年	15,700千円
12年	4,800千円	32年	16,400千円
13年	5,200千円	33年	17,100千円
14年	5,600千円	34年	17,800千円
15年	6,000千円	35年	18,500千円
16年	6,400千円	36年	19,200千円
17年	6,800千円	37年	19,900千円
18年	7,200千円	38年	20,600千円
19年	7,600千円	39年	21,300千円
20年	8,000千円	40年	22,000千円
21年	8,700千円		

※障害退職者加算

障害者となったことにより退職したと認められるときは  
上記の控除額に100万円を加えた金額

計算例(一般退職の場合)

1 退職金 支払額 10,000,000円

2 勤続年数(20年)

3 退職所得控除額 左表で求めると  
8,000,000円

4 退職所得控除後の金額 (1-3)  
2,000,000円

5 税 額  
4の退職所得後の金額2,000,000円  
をもとに、「退職所得に対する住民税の特別  
徴収の手引」の特別徴収税額表で求めると

町 民 税 60,000円  
道 民 税 40,000円  
計 100,000円

退職者の国民健康保険加入  
届出についてのお願い

既にご承知のことと存じますが我が国の社会  
保険制度は、国民全てが何等かの保険に加入し  
なければならないことになっています。

したがって退職等により社会保険(共済組合)  
の資格がなくなったときはその翌日から国民健康  
保険の被保険者となります。事務的には本人(国  
民健康保険に加入することとなる人)の届け出が  
大変遅れたり、または届出漏れのため不利な扱い  
を受けている方がおりますので、今後事業所を退  
職される方がありましたら、ご面倒でも被保険者資  
格喪失証明書を交付して届出をするようご指導下  
さいますようご協力をお願い致します。



## 5 均等割の非課税

均等割のみを納める者のうち、次の所得以下の場合、均等割が課税されません。

所得金額 $\leq$ 35万円 $\times$ (同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+加算額21万円(同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合)

## 6 所得割の特例

低所得者層に係る所得割の非課税措置

◎ 前年の総所得金額等が下記の金額以下の場合

所得金額 $\leq$ 35万円 $\times$ (同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+加算額32万円(同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合)

## 7 調整控除(平成19年度分住民税から適用)

所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は住民税の方が大きくなります。

したがって、住民税の税率5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率を10%から5%に下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

課税所得金額が20万円以下の場合	次の1, 2のいずれか少ない額の5%を控除 1 人的控除額の差(9ページ参照)の合計額 2 課税所得金額
課税所得金額が20万円超の場合	{人的控除額の差(9ページ参照)の合計額－ (課税所得金額－200万円)}の5%を控除 ※ この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

※ 課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

※ 令和3年度以降、合計所得金額が2,500万円超の場合は適用無し

## 所得税と住民税の人的控除額の差

所得控除		所得税	住民税	人的控除額の差	
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円	
	特別障害者	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	女性	35万円	30万円	5万円	
	男性	35万円	30万円	1万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		950万円以下	26万円	22万円	4万円
		1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	48万円	38万円	10万円
		950万円以下	32万円	26万円	6万円
		1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超50万円以下	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		950万円以下	26万円	22万円	4万円
		1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額50万円超55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円
		950万円以下	26万円	22万円	2万円
		1,000万円以下	13万円	11万円	1万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	
	特定扶養	63万円	45万円	18万円	
	老人扶養	48万円	38万円	10万円	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	
基礎控除	2,400万円以下	48万円	43万円	5万円	
	2,400万円超~2,450万円以下	32万円	29万円	5万円	
	2,450万円超~2,500万円以下	16万円	15万円	5万円	

## 町民税・道民税 特別徴収関係届出書等

### ○ 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

1. 退職、転勤等によって給与の支払を受けなくなった者がある場合に、その受けなくなった月の翌月の10日までに、この異動届を提出して下さい。
2. 勤務先が変わった場合でも、引き続き特別徴収を希望されるときは、新しい勤務先の給与支払者と連絡の上、この届出書の「特別徴収継続の希望」欄に必要事項を記入して下さい。
3. 退職により特別徴収ができなくなった場合は、次のように処理して下さい。

ア、12月31日までに退職したときは、本人の了解を得て未徴収税額(残額)をできるだけ一括徴収されるようお願い致します。

イ、翌年1月以降に退職したときは、必ず一括徴収して下さい。

ウ、一括徴収した場合は、異動届出書の「一括徴収の申出」欄に該当の有無及び何月分で納入するかを必ず記入して下さい。

### ○ 普通徴収から特別徴収への切替申請書

1. 特別徴収を新たに希望する方がいる場合は、この申請書を提出して下さい。
2. 普通徴収の納期限を過ぎた金額については、特別徴収への切替ができませんので、ご注意ください。

### ○ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

1. 異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

### ○ 指定通知書(北海道以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合)

1. 北海道外の特別徴収義務者は、この通知書をお近くのゆうちょ銀行支店または郵便局に提出することにより、同封の納入書で納めることができます。
2. 前年度に「指定通知書」を提出したゆうちょ銀行支店または郵便局を引き続き利用する場合は、提出する必要はありません。